

第2次長崎市人権教育・啓発に関する基本計画 (概要版)



一人ひとりが認め合い

人が人を大切にする

「希望あふれる人間都市」をめざして

長 崎 市

計画の基本的な考え方

計画をつくった理由

すべての人が人権を身近な問題だと感じ、さまざまな人権について理解し、日常生活で、人権を尊重する態度や行動がとれるようになるには、人権教育や啓発を計画的に進める必要があります。長崎市は、平成 16 年 3 月に「長崎市人権教育・啓発に関する基本計画」をつくり、取組を進めてきましたが、今回、社会状況や市民意識の変化などに応じて内容を見直し、人権尊重社会の実現に向けた新たな取組を行うための計画にしました。

計画の位置づけ

この計画は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づいて、市が、人権教育や啓発を進めるためのもので、長崎市第四次総合計画の基本施策「人権が尊重され、さまざまな分野で男女が参画する社会を実現します」を着実に実施するために、関連する他の部門の計画と連携して取り組む計画です。また、市民、事業者、市（行政）の三者が目標や役割を自覚したうえで、連携して実施に向けて取り組み、それぞれが主体的、自主的な取組を進めるとともに、互いにつながり、ネットワークを形成することでさらに力強く取り組むことをめざします。

計画の期間

計画の期間は、長崎市第四次総合計画との整合性を図り、平成 25 年度から平成 32 年度までの 8 年間とします。数値目標については、社会情勢の変化や計画の進捗状況に対応させるため、平成 28 年度から 32 年度までの目標値を平成 27 年度に見直します。

計画によりめざす姿

人権とは？

人権とは、一人ひとりの生命や自由、平等を保障し、私たちが人間らしく幸せに生きていくためのとても大切な権利です。そして、国籍や性別、年齢、出身などにかかわらず誰もが生まれながらに持っている身近な権利でもあります。世界人権宣言では差別の禁止やすべての人の自由・平等の原則が定められ、日本国憲法は国民の基本的な人権を保障するなど、「人権尊重の精神」は人類の基本的ルールとなっています。

人権教育や啓発はなぜ必要なのでしょう

人権が尊重される平和で豊かな社会を実現するためには、すべての人の人権が共に尊重されることが必要です。一人ひとりが、互いの違いを認め合うことで、自分の人権だけでなく他の人の人権についても正しく理解し、自分の人権を大切にするように、他の人の人権も尊重すると、すべての人の人権が守られた社会になります。

そのため、学校、家庭、地域、職場などで、あらゆる機会に、それぞれの発達段階に応じた人権についての教育や啓発が効果的に行われる必要があります。

長崎市の取組状況は？

長崎市は、「長崎市民平和憲章」の制定や「ながさき男女共同参画都市宣言」などを通して、互いの人権を尊重し、差別のない思いやりにあふれた平和で明るい社会づくりに努めてきました。平成 13 年 3 月には、「人権教育のための国連10年」長崎市行動計画をつくり、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を受けて、平成 16 年 3 月に、「長崎市人権教育・啓発に関する基本計画」をつくりました。この基本計画では、「平和の希求と人権の尊重」を基本に、すべての人がさまざまな人権問題を正しく理解し、認識を深めることで、社会全体の人権意識を高めるとともに、一人ひとりが、日常生活の中で、人権を尊重する態度や行動がとれるような社会にすることをめざして、あらゆる場での人権教育や啓発を総合的かつ効果的に推進してきました。

基本理念（めざす姿）

一人ひとりが認め合い、人が人を大切にする 「希望あふれる人間都市」の実現

長崎市は、平成 23 年度からの第四次総合計画で、将来の都市像の一つを、人間性や個性が尊重され、他者を思いやり支え合いながら、誰もが豊かでいきいきと暮らせ、また、市民が主役でもある『希望あふれる人間都市』としました。

古くから西洋に開かれた唯一の窓口だった長崎市は、「さまざまな人や文化と交流し、受け入れ、認める」まちでした。その良さを守り続け、国籍や性別、年齢、出身などの違いにとらわれることなく、一人ひとりが互いを認め合い、子どもから高齢者まで、それぞれの人が他の人を大切にするまちをつくっていきます。

また、長崎市は、原爆被爆の惨禍から復興し、戦後の日本の平和をリードしてきたまちでもあります。人権尊重の精神が平和な社会の基盤であり、平和な社会の実現こそが人権の尊重につながるという考えに立ち、核兵器のない平和な世界を実現するために豊かな人権感覚を持った市民を育てていきます。そして、「人権」と「平和」を私たちの社会にしっかりと根付かせ、後世の人たちに引き継いでいきます。

計画を実現させるための方策

一人ひとりが認め合い、人が人を大切にする「希望あふれる人間都市」を実現するために、次の6つの基本目標に基づいて具体的な取組を進めます。

基本目標

- あらゆる場における人権教育・啓発
- 重要課題に対する人権教育・啓発
- 平和な社会をつくる人権教育・啓発
- 特に人権に関わりの深い職業従事者に対する人権教育・啓発
- 人権侵害から市民を守る体制づくり
- 人権施策を力強く進める環境づくり

1 あらゆる場における人権教育・啓発

市民の人権意識を高めるためには、人権教育や人権啓発をねばり強く実施する必要があります。そのため、学校の教育活動全体を通じて行われる学校教育や、生涯学習の視点に立って学校外で行われる社会教育、市民に広く行われる広報その他の啓発活動をあらゆる場で、あらゆる機会に、それぞれの人の発達段階に応じて実施します。

1 学校教育における取組

施策の方向

子どもがさまざまな人権問題を知識として理解するだけでなく、日常生活において人権を大切にする態度や行動をとれるような人権感覚を身につける人権教育を、保育所や幼稚園、学校などで推進します。

① 子どもの発達段階に応じた人権感覚と態度の育成

それぞれの発達段階に応じて、保育所や幼稚園、学校の活動全体を通じて、豊かな人間性や社会性を調和させて育成する人権教育を行います。

② 家庭、学校、地域及び関係団体と連携した取組の実施

学校だけでなく、子どもたちが生活する家庭や地域社会などと連携して、継続した人権教育を行います。

③ 体験活動や交流活動を通じた教育の推進

子どもが、さまざまな人との交流や多様な体験を通して社会性や豊かな人間性を育むために、体験活動や交流活動を取り入れた人権教育を行います。

④ 教職員の資質向上の促進

効果的な人権教育を行うために、子どもに関わる教職員などの資質の向上を図る研修や実践的研究を充実します。

⑤ 教育相談事業の充実

いじめや不登校、非行、暴力をはじめとする子どもが抱えるさまざまな問題の発生防止と早期発見、早期対応を図るため、各種相談員を配置して教育相談事業を充実します。

【事業の進行を管理する指標】	基準値(年度)	目標値(年度)
生命や人権・平和を尊重する心が育っていると回答する子どもの割合	(小)92.4%(H23) (中)82.5%(H23)	100%(H27)



学校などでは、人権に関するさまざまな取組を行っています。子どもと一緒に大人も参加して、人権について考える機会にしてください。また、いじめや非行、暴力などに関する問題が発生したら、学校やいろいろな相談機関と連携して問題解決を図りましょう。

2 社会教育における取組

施策の方向

日常生活の中で身近な人権教育の場である地域や家庭において、地域での活動やPTA研修会、社会教育施設などのあらゆる場で、人権の視点を踏まえた社会教育を推進します。

① 地域や家庭における人権教育の推進

自治会、老人会、子ども会などの地域での活動やPTA研修会の機会をとらえ、方法や内容を工夫し、人権の視点を踏まえた学習機会の充実を図ります。

② 社会教育施設における人権教育の推進

公民館などの社会教育施設で、人権に関する学習会や人権尊重の理念を取り入れた講座を開催します。また、人と人との関わりを学ぶ場として、体験活動や交流活動を実施します。

③ 人権問題への理解や人権感覚を高める啓発資料等の充実

さまざまな場面で活用できる人権に関する啓発資料を配布することで、人権問題への理解を深め、人権感覚を高めます。

④ 人権に関する関係団体との連携・協働

人権教育・啓発の効果的な推進を図るため、PTAなどの社会教育関係団体や関係機関との連携や協働を進めます。

【事業の進行を管理する指標】	基準値(年度)	目標値(年度)
社会教育施設などでの人権感覚の向上を図る講座の参加者数	675人(H23)	750人(H27)

公民館などの社会教育施設で、大人から子どもまで対象にした、人権に関する講演会や研修会などを行い、学校や地域でもさまざまな取組が行われています。家族で講演会や研修会などに参加したり、啓発資料を見て話し合うなど、人権問題への関心を高めましょう。

3 人権啓発における取組

施策の方向

市民の人権問題への理解を深め、人権意識を高めるため、関係機関と連携して効果的な啓発活動を行うとともに、企業や団体における人権啓発の支援を推進します。

① 市民への効果的な啓発の実施

講演会や研修会の開催、啓発資料の配布、人が集まる機会を利用した啓発活動などを、内容や方法を工夫して効果的に実施します。

② 関係団体との連携

県や法務局、民間団体などの関係する機関や団体と情報を交換しながら、連携して、あらゆる機会を活用した啓発を行います。

③ 職場の人権意識を高める取組の充実

セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントをはじめとした職場の人権に関する理解を促進するとともに、その他の人権意識を高める取組を職場で充実するための支援を行います。

④ 人権に配慮した職場環境の整備促進

公平な雇用機会や雇用条件を提供できる人権に配慮した職場環境の整備を促進するための教育・啓発を行います。

【事業の進行を管理する指標】	基準値(年度)	目標値(年度)
市民意識調査による人権が侵害されたと思ったことがある市民の割合	25.9%(H21)	21.0%(H27)

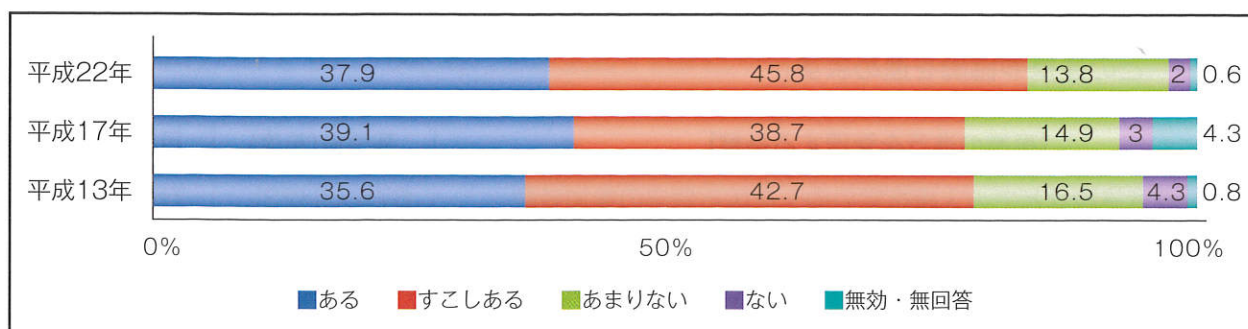


市をはじめとしたさまざまな団体による人権に関する講演会などが開催され、人権週間や個別の人権課題に関する強調期間に合わせた啓発活動が行われています。そのようなイベントに積極的に参加しましょう。また、人権に配慮した職場環境をつくるために、一人ひとりの人権意識を高めましょう。

質問

「人権」に関心がありますか。

※5年ごとに調査している「人権に関する市民意識調査」の結果を紹介しながら人権について考えます。(端数四捨五入の関係で合計が100%にならないことがあります。)



2 重要課題に対する人権教育・啓発

1 女性に関する取組

質問

人権上特に問題があると思われるのはどのようなことですか。(3つ選択可)

※H22 年人権に関する市民意識調査結果



その他の回答

- ・政策などの決定過程に十分参画できない(14.9%)
- ・ヌード写真などを雑誌に掲載(9.8%)
- ・女性の水着姿等を広告などに使用(4.8%)

前回(H17)調査結果

① 家庭での夫の暴力	57.3%
② 職場での差別待遇	47.0%
③ 職場でのセクハラ	43.4%

施策の方向

「長崎市男女共同参画推進条例」、「第2次長崎市男女共同参画計画」、「長崎市DVの防止及び被害者の支援に関する基本計画」に基づき、男女共同参画社会を実現するための施策や、女性の人権を守る取組を推進します。

① 男女共同参画の意識を高める教育・啓発の推進

女性も男性も一人の人間として等しく尊重され、性別にとらわれず、自らの意思による多様な生き方を選択できる社会を実現するために、男女共同参画についての意識を高める教育・啓発に取り組みます。

② 男女が共同参画できる社会の実現

家庭や地域、職場などあらゆる分野で、男女が共に責任を担い、積極的に参画することができると社会づくりを促進するために、関係機関への働きかけや情報発信を行います。

③ 男女間の暴力(DV、セクハラ)への対策の推進

暴力を許さない環境づくりのための取組として、DVやセクハラへの相談体制の充実及び未然防止のための意識啓発を推進します。

【事業の進行を管理する指標】	基準値(年度)	目標値(年度)
男女共同参画推進センター主催講座や地域、団体等への派遣による男女共同参画に関する啓発講座の参加者数	5,953人(H21)	6,500人(H27)

男女共同参画の推進や男女間の暴力をなくすために、アマランスフェスタや各種講座の開催などの意識啓発を行っています。これらの問題は、女性だけに関わる問題ではありません。みんなで理解を深めましょう。

※DV(ドメスティック・バイオレンス): 親密な関係(夫婦や恋人)の男女間の暴力行為



2 子どもに関する取組

質問 人権上特に問題があると思われるのはどのようなことですか。(3つ選択可)

※H22 年人権に関する市民意識調査結果



その他の回答

- ・暴力や性など有害な情報の氾濫 (18.8%)
- ・大人の一方的な考えの押しつけ (13.8%)
- ・子どもの意見が尊重されない (5.6%)

前回 (H17) 調査結果

①	子ども同士のいじめ	57.6%
②	子どもへの暴力や虐待	57.3%
③	成績だけで人格判断	48.3%

施策の方向

子どもの人権の尊重と子どもの最善の利益を考慮し、「長崎市次世代育成支援行動計画」に基づき、子どもが健やかに生まれ育つ環境を整備する施策や、子どもの人権を守る取組を推進します。

① 子どもの成長を育む環境の充実と教育の推進

子育て支援や学校等での保育、教育の実施により子どもの成長を育む環境を充実するとともに、さまざまな機会を利用して保護者や地域に対して、子育てや子どもの人権について教育・啓発を行います。

② 心身ともに健やかな子どもの育成

子どもの人権意識を高める取組を進めるとともに、子どもが犯罪や非行、暴力などに関わることなく心身ともに健全な自立した大人に成長するための教育や、環境を整える取組を行います。また、子育て支援や教育、保育に携わる職員に対する研修を充実します。

③ さまざまな問題への相談体制の充実

児童虐待やいじめをはじめとする子どもの人権に関するさまざまな問題の発生防止と早期発見、早期対応を図るために、子どもに関わるさまざまな機関に対する研修などの啓発活動を行うとともに、関係機関と連携して支援を必要としている家庭に対する相談・支援体制の充実を図ります。

【事業の進捗を管理する指標】	基準値(年度)	目標値(年度)
児童虐待相談で改善や他機関につないで支援が終了した割合	81.2%(H21)	85.0%(H27)
いじめ、不登校、障害のある児童・生徒の相談対応件数	4,640件(H21)	5,240件(H27)

保護者を対象とする親育ち学びあい事業や、児童虐待防止研修会などを開催しています。地域では、補導活動などの家庭・地域・学校が連携した子どもの健全育成に取り組んでいますので、ぜひ参加してください。

3 高齢者に関する取組

質問 人権上特に問題があると思われるのはどのようなことですか。(3つ選択可)

※H22 年人権に関する市民意識調査結果



その他の回答

- ・家庭内での看護や介護が不十分 (18.0%)
- ・病院等での介護や対応が不十分 (16.6%)
- ・道路の段差等外出先で不便が多い (16.3%)

前回 (H17) 調査結果

①	悪徳商法等の被害	65.9%
②	働ける場が少ない	40.4%
③	外出先での不便	27.5%

施策の方向

「長崎市高齢者福祉保健計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者が自立した、尊厳のある生活をするための施策や、高齢者の人権を守る取組を推進します。

① 高齢者が安心して自立した生活を送れる環境の整備

高齢者が、自己決定権を持って、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、高齢者の健康促進や地域での支援体制の充実を図るとともに、生きがいづくりや就労支援などの高齢者自身の自立を促進する取組を行います。

② 高齢者への理解を深める教育・啓発の推進

高齢者が尊厳のある生活を送れるよう、高齢者への理解を深める教育や啓発を推進し、認知症高齢者を地域で見守る取組などを行います。

③ 高齢者の権利擁護の推進

高齢者への身体的、心理的、経済的虐待に関しては、発生の防止と早期発見、早期対応のため、成年後見制度の充実や、市民への啓発や相談・支援体制の充実を図り、高齢者の権利擁護を推進します。

【事業の進捗を管理する指標】	基準値(年度)	目標値(年度)
認知症サポーターの養成講座受講者数	5,000人(H21) [※年度ごと]	5,000人(H27) 35,000人[累計]
包括支援センター等における成年後見制度利用相談への対応者数	166人(H21)	466人(H27)

高齢者自身のために、高齢者サロンや健康講座などの開催、老人クラブやシルバー人材センターへの加入促進をしています。また、高齢者を理解し、大切にすることを育てるために認知症サポーター養成講座などを開催しています。高齢者を理解して、互いの考え方や生き方を尊重しあいましょう。

4 障害者に関する取組

質問 人権上特に問題があると思われるのはどのようなことですか。(3つ選択可)
※H22 年人権に関する市民意識調査結果



その他の回答

- ・交通機関等の利用が不便 (13.5%)
- ・暮らしに適した住宅が少ない (13.5%)
- ・給与などの所得保障が不十分 (12.4%)

前回 (H17) 調査結果	
① 世間の理解不足	52.0%
② 働ける場が少ない	41.7%
③ 就職等の不利な扱い	26.5%

施策の方向

「長崎市障害者基本計画」及び「長崎市第3期障害福祉計画」に基づき、障害者の自立と社会参加の促進を図る施策や、障害者の人権を守る取組を推進します。

① 障害者への理解を深める教育・啓発の推進

障害や障害者に対する理解と認識を深めるため、各種福祉行事や団体活動の支援などを通して啓発活動を行うとともに、障害や障害者に関する情報を発信します。

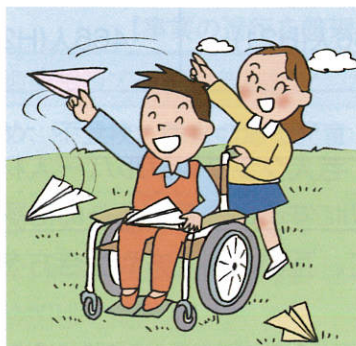
② 障害者が安心して自立した生活を送れる環境の整備

障害者が、地域で安心して生活できるよう、相談支援体制を強化するとともに、地域での交流や就労支援などによる社会参加の機会の提供など、障害者の自立を促進するための取組を行います。

③ 障害者の権利擁護の推進

成年後見制度の普及促進や障害者虐待の防止と養護者に対する支援に努め、障害者の権利擁護を推進します。

【事業の進行を管理する指標】	基準値(年度)	目標値(年度)
障害者相談支援体制の利用者数	8,829人(H21)	15,000人(H27)
民間企業に雇用されている障害者数	790人(H21)	869人(H27)
授産施設等における平均月額工賃	11,217円(H21)	17,200円(H27)



障害のあるなしにかかわらず、平等で住みよい社会をつくるために、障害がある人への理解不足などの「心の壁(バリア)」をなくしていく必要があります。障害に関する講演会に参加したり、障害者団体が作る製品を購入するなど障害がある人への理解を深めましょう。

5 同和問題に関する取組

質問 人権上特に問題があると思われるのはどのようなことですか。(3つ選択可)
※H22 年人権に関する市民意識調査結果



その他の回答

- ・被差別部落への居住の敬遠 (16.5%)
- ・インターネットを利用して差別的情報を掲載 (7.0%)
- ・差別的な落書きをする (3.2%)

前回 (H17) 調査結果	
① 結婚への反対	44.6%
② 身元調査	27.1%
③ 就職等の不利な扱い	25.1%

施策の方向

同和問題への理解を深め、差別意識を解消する教育・啓発を関係機関等と連携して推進します。

① 同和問題への理解を深める教育・啓発の推進

市民にわかりやすく、正しい認識に基づき共感を得られるような教育・啓発を行います。

② 差別意識の解消に向けた関係機関や団体との連携

県や法務局などの関係機関や団体と連携して同和問題の正しい知識の普及に努めます。

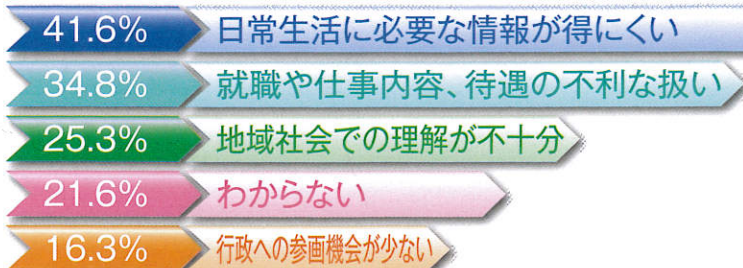
【事業の進行を管理する指標】	基準値(年度)	目標値(年度)
市民意識調査による同和問題を知っている市民の割合	79.8%(H22)	85.0%(H27)

同和問題は、生まれたところや住んでいるところを理由にして、不当な差別を受けるとい日本固有の人権問題です。今でも、結婚や就職のときなどに誤った認識による差別が発生しています。正しい理解のための資料の配布や講座を開催していますので、ぜひ考えてみてください。



6 外国人に関する取組

質問 人権上特に問題があると思われるのはどのようなことですか。(3つ選択可)
※H22 年人権に関する市民意識調査結果



その他の回答

- ・住宅を容易に借りられない(16.3%)
- ・店舗ホテルなどで入店・宿泊拒否(11.8%)

前回(H17) 調査結果	
① 日常の情報不足	43.7%
② 就職等の不利な扱い	31.1%
③ 地域社会の理解不足	30.8%

施策の方向

「長崎市国際化推進計画」に基づき、外国人とともに暮らす環境を整える施策や、外国人の人権を守る取組を推進します。

① 外国人とともに暮らす環境づくり

外国人が住みやすい環境を整えるために、外国語での情報提供や日本語の学習支援などを行います。

② 外国人への理解を深める教育・啓発・国際交流の充実

外国人への理解を深めるために、市民への教育・啓発や国際交流を充実します。

【事業の進行を管理する指標】	基準値(年度)	目標値(年度)
国際交流員による国際理解講座の参加者数	769人(H21)	1,100人(H27)

外国の人が住みやすい環境を整えるために、外国語による生活便利ブックの配布や「地球市民ひろば」での情報の提供などを行っています。また、国際理解を深める交流イベントなどを実施しているので参加しましょう。

7 感染症患者等に関する取組

質問 人権上特に問題があると思われるのはどのようなことですか。(3つ選択可)
《HIV(エイズウイルス)感染者等》 ※H22 年人権に関する市民意識調査結果



その他の回答

- ・結婚への周囲の反対(16.0%)
- ・無断で検査等をされる(10.1%)

前回(H17) 調査結果	
① 就職等の不利な扱い	45.7%
② 治療や入院の拒否	45.7%
③ 差別的な言動	44.4%

施策の方向

感染症に対する正しい知識を育てることで差別や偏見をなくすとともに、相談体制の充実により、感染症患者等の人権を守る取組を推進します。

① 感染症に対する正しい知識の普及・啓発活動の推進

感染症に対する正しい知識を普及し、偏見や差別意識をなくすための教育・啓発活動を推進します。

② 相談体制の充実と関係機関との連携

感染症患者などが差別されずに安心して暮らせるように関係機関と連携して相談体制の充実を図ります。

【事業の進行を管理する指標】	基準値(年度)	目標値(年度)
電話等によるエイズ相談件数	115件(H22)	140件(H27)

HIV(エイズウイルス)感染者やハンセン病患者などへの誤った知識と偏見から差別意識が生まれています。感染症に対する正しい知識を普及するために感染症予防研修会や啓発活動などを行っています。



8 その他の課題に関する取組

刑を終えて出所した人、犯罪被害者等、アイヌの人々、性的な問題で少数派とされる人、ホームレスの人などに対する人権問題、さらには、インターネットによる人権侵害、北朝鮮当局による拉致問題など他にも多くの人権課題があります。

質問 人権上特に問題があると思われるのはどのようなことですか。(3つ選択可)
《インターネットによる人権侵害》 ※H22 年人権に関する市民意識調査結果



前回(H17) 調査結果	
① 個人情報の不正取り扱い	54.0%
② 人権侵害情報	44.4%
③ 有害情報の掲載	44.0%

施策の方向

さまざまな人権問題に対する正しい知識を育てることで差別や偏見をなくすとともに、相談体制の充実などにより、さまざまな人権問題に関わる人の人権を守る取組を推進します。

① さまざまな問題への理解を深める教育・啓発の推進

さまざまな人権問題に対する正しい知識を普及し、互いの個性や違いを認め合う態度を育てる人権教育・啓発活動を推進します。

② 被害が発生した場合の相談や支援体制の周知

人権に関するさまざまな被害を受けている人々に対する相談や支援体制を周知し、連携した体制を整えるよう努めます。

3 平和な社会をつくる人権教育・啓発

人権尊重の精神が平和な社会の基盤であり、平和な社会の実現こそが人権の尊重につながる。との考えに立ち、核兵器のない平和な世界を実現するために豊かな人権感覚を持った市民を育て、「人権」と「平和」を後世の人たちに引き継いでいきます。

施策の方向

被爆を体験し、核兵器廃絶を訴える平和都市としての使命を踏まえ、「長崎市民平和憲章」の理念に基づき、平和な社会をつくるための施策や、平和への意識づくりを推進します。

① 被爆の実相の継承と平和学習の充実

平和な社会をつくるために、被爆体験証言や被爆資料等を活用した平和学習を充実し、後世の人々に原爆の恐ろしさと戦争の悲惨さ、平和の大切さと命の尊さを伝えていきます。

② 核兵器廃絶に向けた平和メッセージの発信と平和意識の高揚

国内外の人々が、原爆被爆の悲惨さを理解することで平和な社会を希求する意識を高めていけるよう平和メッセージを発信し続け、核兵器のない世界をめざしていきます。

③ 平和な世界をつくるネットワークの構築と国際交流・市民活動の充実

世界の人や都市、団体との平和のネットワークを拡大し、平和な世界をつくる活動を連携して行くとともに、市民一人ひとりが平和の問題を自分自身の問題と捉えて活動に参加できるように国際的な平和交流などを推進します。

【事業の進行を管理する指標】	基準値(年度)	目標値(年度)
原爆資料館の入館者数	680,000人(H21)	750,000人(H27)
平和メッセージを発信するホームページへのアクセス数	400万人(H21)	440万人(H27)

4 特に人権に関わりの深い職業従事者に対する人権教育・啓発

施策の方向

市職員・消防職員などの公務員、教職員や社会教育施設などの教育関係職員、医療関係者、福祉保健関係者などは、市民に接する機会が多く、直接市民生活に影響を及ぼすことから、特に人権に関わりの深い職業従事者といえます。常に、市民の人権を尊重する対応ができるよう、豊かな人権感覚を身につけるための教育・啓発活動を推進します。

① 研修や啓発資料による教育・啓発の充実

職場における人権に関する研修の実施や、さまざまな講演会などへの参加、啓発資料を活用した教育・啓発を充実します。

【事業の進行を管理する指標】	基準値(年度)	目標値(年度)
[市職員]人権に関する職場研修の実施率	58%(H23)	68%(H27)
[教職員]小・中学校での人権教育研修会の実施率	77%(H23)	100%(H27)
[消防関係者]消防職員・団員への人権研修の参加者数	517人(H22)	577人(H27)

5 人権侵害から市民を守る体制づくり

施策の方向

人権が尊重される社会を実現するために、人権教育や啓発により市民の人権意識を高めるとともに、さまざまな人権侵害に対する相談体制を充実して市民の人権を守る取組を推進します。

① 相談窓口や救済機関、自立支援機関の周知

市民が必要とする時に、安心してすばやく相談できるように、あらゆる機会に相談窓口や救済機関、自立支援機関を周知します。

② 相談、救済体制の充実

人権を侵害するさまざまな問題が発生した際に、迅速に、適切な対応ができるように、それぞれの人権問題に関する相談、支援体制を充実します。

③ 関係機関の連携による機能強化

さまざまな人権問題に対して、効果的に必要な支援を行うために、関係機関が連携して対応する体制づくりに努めます。

【事業の進行を管理する指標】	基準値(年度)	目標値(年度)
ドメスティック・バイオレンス(DV)に関する相談件数	142件(H21)	継続
児童虐待相談で改善や他機関につないで支援が終了した割合	81.2%(H21)	85.0%(H27)
いじめ、不登校、障害のある児童・生徒の相談対応件数	4,640件(H21)	5,240件(H27)
包括支援センター等における成年後見制度利用相談者数	166人(H21)	466人(H27)
障害者相談支援体制の利用者数	8,829人(H21)	15,000人(H27)

市の相談電話	夫婦・家庭・DVなど	男女共同参画推進センター	826-4417 (毎日10時~16時) ※水曜夜間電話相談 (18時~20時:祝日を除く)
	子ども全般(虐待)	子育て支援課	825-5624 822-8573 (平日8時45分~17時30分)
	いじめ、不登校など	教育研究所	0120-556-275 (平日9時~17時)
	高齢者虐待	相談専用電話	827-6499 (平日8時45分~17時30分) 822-8888 (上記時間以外)
	障害者虐待	相談専用電話	829-1800 FAX823-7571 (24時間受付)

6 人権施策を力強く進める環境づくり

施策の方向

人権施策を力強く進める環境をつくるために、実施方法の充実などを図り、さらに効果的な人権教育や啓発を推進します。

① 指導者となる人材の育成

② 効果的な内容と手法の検討

③ 関係機関や団体相互の連携

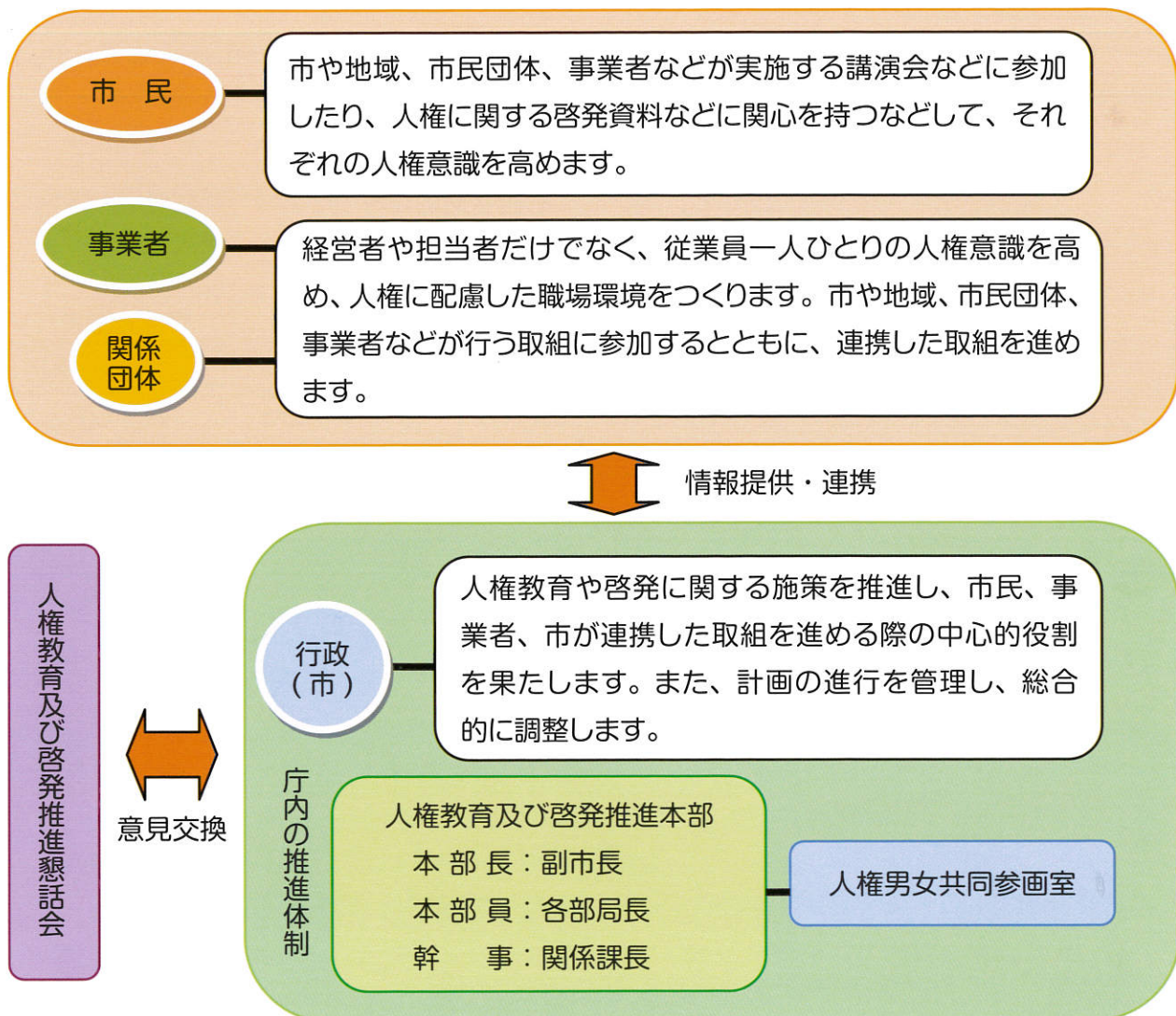
④ マスメディア、IT 関連技術を活用した情報提供



計画の推進とそれぞれの役割

『一人ひとりが認め合い、人が人を大切にする「希望あふれる人間都市」』を実現するために、市民、事業者、市（行政）がそれぞれの役割分担のもとで協力、連携しながら、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進します。

計画を効率的に運用し、実効性のあるものとするために、数値目標を設定して進行を管理するとともに、関連事業の進行状況も確認します。また、必要に応じて、計画内容の見直しなどを含めた検討を行います。



策定 平成25年3月

編集・発行 長崎市市民局市民生活部 人権男女共同参画室
〒850-0874 長崎市魚の町5番1号
電話 095-826-0018 FAX 095-826-2244
E-mail: jinkendanjo@city.nagasaki.lg.jp

印刷業者 特定非営利活動法人フロンティア 電話 095-842-7910

※この冊子は障害者の自立支援のため、障害者施設等に発注し作成しました。

長崎市の情報は
フェイスブック・ツイッターで



フェイスブック



ツイッター